

## 米国(アメリカ・ハワイ・グアム・北マリアナ諸島)未成年の渡航同意書持ち込みのお願い

アメリカ合衆国税関・国境警備局 (CBP : United States Customs and Border Protection / 以下 CBP) によりますと、18歳未満の方が単独または片方の親同伴で渡航する場合、両親または同行しない親からの「渡航同意書」(英文)が必要になる旨が通達されています。修学旅行や研修旅行など団体渡航の場合も同様です。

但し、入国審査の際は、この同意書や家族である証明書を最初から提示する必要はありません。  
入国審査官が何か質問をした場合にのみご提示下さい。

昨今、父母の双方が親権を有する場合に、一方の親権者が子を他方の親権者の同意を得ずに国外へ連れ出すことを刑罰の対象としていることがあります。実際に、子を誘拐した犯罪被疑者として逮捕されたり、ICPO (国際刑事警察機構) を通じて国際手配される事案も生じており、このように国内法で子の連れ去りを犯罪としている国で旅行者が犯罪者扱いされないよう、子の旅行の際には同意書を要するという事です。

尚、同意書は自由フォームですが、公証をうけられるよう米国当局より推奨されております(公証は義務ではありません)。同意書の記入例としてグアム政府観光局ホームページを参考にした記入例をご用意しておりますので作成にあたっては本件を参考に書類をご準備頂き、アメリカ入国の際お持ちくださいますようお願い申し上げます。

詳細は、アメリカ合衆国税関・国境警備局 (CBP) のウェブサイトをご確認ください。

### ■アメリカ合衆国税関・国境警備局 (CBP)

Children - Child traveling with one parent or someone who is not a parent or legal guardian or a group

[https://help.cbp.gov/app/answers/detail/a\\_id/268/kw/child/sno/2](https://help.cbp.gov/app/answers/detail/a_id/268/kw/child/sno/2) (英語)

その他、本件に関するご質問は、米国ビザ申請 お問い合わせ先へご確認ください。

### ■米国ビザ申請 お問い合わせ

[http://www.ustraveldocs.com/jp\\_jp/jp-main-contactus.asp](http://www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-main-contactus.asp)

### <父親もしくは母親同伴の旅行で同意書の他に家族構成が分かる公的証書(戸籍謄本等)\*を必要とするケース>

(\*公的証書は英訳を必要としますが、日本語原本のコピーにご自身で英訳を添付・直接記載した書面でも可。)

- \* 父親と母親の姓が異なる夫婦別姓の場合
- \* 父親と母親の姓が異なる国際結婚の場合
- \* 父親もしくは母親と死別の場合
- \* 親が離婚して父親もしくは母親同伴の場合

### <両親の同意書が必要なケース>

- \* 18歳未満の方だけの旅行
- \* 祖父母との旅行
- \* 伯父／叔母との旅行
- \* 友人等に子供を預けて旅行をする場合

以上